

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">高知県認定こども園施設整備費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行うものとする。</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p>附 則<br/>1 この要綱は、平成27年10月13日から施行する。<br/>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第8条第3項、第10条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成28年8月16日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成29年8月31日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成30年8月20日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和元年7月29日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和3年8月5日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> | <p style="text-align: center;">高知県認定こども園施設整備費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 事業の着手は、補助金交付決定通知 <u>(以下「指令」という。)</u>に基づき行うものとする。</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p>附 則<br/>1 この要綱は、平成27年10月13日から施行する。<br/>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第8条第3項、第10条及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成28年8月16日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成29年8月31日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、平成30年8月20日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和元年7月29日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和3年8月5日から施行する。</p> <p>附 則<br/>この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> |

附則

この要綱は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
なお、第2条第1号に掲げる事業については、新たな募集は行わないこととする。

別表1～別表4 (略)

別紙1～別紙4 (略)

別表1～別表4 (略)

別紙1～別紙4 (略)